

酒 税

酒 類 製 造 免 許 の 条 件 解 除 申 出 書
(高 濃 度 エ タ ノ ール 製 品)

収受印		整理番号	※
令和 年 月 日	申 出 者	(住所) 〒 -	(電話) 局 番
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	
酒類製造免許に付けられている条件解除について関係書類を添付して、下記のとおり申出します。			
記			
製造場の所在地及び名称	(地番)		
	(住居表示)		
	(名称)		
申 出 販 売 場 の 酒類販売管理者 (の選任予定)	(ふりがな) (氏名)	[役職、申請者との関係、生年月日等]	
製 造 酒 類 の 品 目			
現在付けられている免許の 期 限 又 は 条 件			
申 出 の 要 旨	現在付けられている免許の条件を解除する。		
申 出 の 理 由	厚生労働省が臨時的・特例的な対応として定めた「高濃度エタノール製品」の取扱いを終了するが、製造酒類の品目に係る酒類を引き続き製造するため。		

受理番号	※	審査順位	※	局署番号	※
申出書入力	※ 済 (月 日)	※	※	※	※

酒類製造免許の条件解除申出書の記載要領

- 1 この申立書は、酒類製造免許の条件として付した製造する酒類の範囲の条件の解除を受けようとする場合に、解除申出書として使用してください。
- 2 製造免許申請書次葉3から5はこれに限らず、同等のものを添付して差し支えありません。
- 3 「製造酒類の品目又は販売業免許の種類」及び「現在付けられている免許の期限又は条件」欄は、酒類製造免許については申出に係る酒類についてのみ記載してください。
- 4 製造酒類の範囲の条件解除を受けようとするときは、「酒類等の製造免許申請書類一覧表」(CC1-5102-2)に定める必要書類を添付し、「酒類製造免許条件緩和・解除申出書チェック表(製造する酒類の範囲)」(CC1-5102-2(7))又は「酒類製造免許条件緩和・解除申出書チェック表(製造制限数量)」(CC1-5102-2(8))により確認してください。
- 5 ※印欄は記載しないでください。